上尾市地域公共交通活性化協議会公募委員選考要領

1. 目的

この要領は、上尾市地域公共交活性化通協議会公募委員の選考に当たり、必要な事項を定める。

2. 募集概要

募集人数は2人とし、応募資格は以下のとおりとする。

- ①上尾市内に在住している、又は市内に在勤・在学で市内の公共交通機関を利用 している者
- ②令和8年4月1日時点で18歳以上の者
- ③原則として平日昼間に開催する協議会(年数回)に出席できる者
- ④令和8年4月1日時点において、市内の公共交通事業の職に携わっておらず、 当該事業に関して利害関係にない者
- ⑤市民公募委員として、市のほかの審議会に2つ以上在籍していない者

3. 選考委員会

- (1) 選考委員会は、上尾市地域公共交通活性化協議会会長、及び会長が指名した委員4人の 計5人とする。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、会長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、交通防犯課において処理する。
- (6) その他必要な事項については、委員長が別に定める。

4. 審查項目

公募委員応募用紙及び作文等の記述内容のうち、次の審査項目について審査する。

- (1)現状の把握
 - ①公共交通を取り巻く社会状況や、本市の状況。
 - ②市内の公共交通(市内循環バス、路線バス等)の現状。
- (2)本市が将来的に進むべき公共交通のあり方の考え
 - ※実現性と持続性のある内容か
 - ※費用対効果や財源、収支率も加味した内容か

- (3)これまで公共交通に関わった職歴や、研究機関等での研究履歴があればその内容
- (4)市民や利用者の視点で、本協議会に参画する意欲。
- (5)委員候補として、建設的な意見を述べているか。
- (6)委員として、責任を持って自らの意見を述べることが期待できるか。

5. 採点

(1)審査項目ごとに5点満点で、各選考委員が以下の基準により採点する。

優良	5点	非常に優れている。経歴として高く評価できる。
良好	4点	条件以上に期待できるものがある。
普通	3点	条件は備えている。経歴として概ね評価できる。
やや劣る	2点	条件にやや劣る。
不可(不明)	0点	条件に達していない。経歴なし

(2)各選考委員が応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、上位点数の者から順に選 考する。ただし、平均点数が 3 点に満たない場合及び採点基準に「不可」の項目がある 場合は、募集人数に達しない場合でも不採用とする。また、同点の場合は、委員の協議 により選考する。

6. 選考結果の通知

選考の結果は応募者全員に通知するものとする。

7. その他

選考結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8.情報公開

応募者から採点状況の公開を求められたときは、全応募者に対する各審査委員 の採点の内訳までを情報提供するものとする。ただし、応募者名はアルファベット、審査委員名は番号等で表記し、公開しないものとする。

その他の情報について求められたときは、情報公開制度に則り対応する。